

新潟県在宅難病患者看護力強化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、在宅で、寝たきり状態にある指定難病、小児慢性特定疾病又は特定疾患治療研究事業の患者（以下、「在宅難病患者」という。）であり、人工呼吸器を装着している者又は人工呼吸器を装着している者と同程度の看護を必要とする者が、主治医の指示により訪問看護ステーションから1日4時間以上の訪問看護を受けた場合は、訪問看護ステーションに対し、訪問看護療養費とは別に、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 この補助金の補助対象者は、新潟県内に所在し、訪問看護を行う指定訪問看護事業者及び指定老人訪問看護事業者（以下「補助対象者」という。）とする。

(補助対象事業)

第3条 在宅難病患者が、補助対象事業として補助対象者から訪問看護サービスを受ける回数、時間は、原則、月1回4時間、年12回以内、48時間以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、介護者本人又はその家族が急病等により、医療機関等への受診が必要になった場合等、特別の事由がある場合に限り、別記第1号の2様式による利用計画書を事前に提出の上、年12回、年間48時間の範囲内で、月2回若しくは月1回8時間以内の利用も可能とする。

(補助金の交付額)

第4条 保健師又は看護師による補助対象訪問看護サービスの補助金交付額は、1回当たり、44,160円以内の額とする。

2 准看護師による補助対象訪問看護サービスの補助金交付額は、1回当たり、42,660円以内の額とする。

3 保健師又は看護師による訪問看護サービスの時間が4時間の場合は、14,720円とし、以降1時間当たり7,360円を加算する。

4 准看護師による訪問看護サービスの時間が4時間の場合は、14,220円とし、以降1時間当たり7,110円を加算する。

5 前3・4項の場合30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てることとする。

(交付申請兼実績報告書)

第5条 規則第3条の規定による申請書は、別記第1号様式のとおりとし、訪問看護サービス指示書の写し及び別記第2号様式による在宅難病患者訪問看護サービス受療書を添付して、補助対象訪問看護サービスを受けた月の翌月の15日までに、知事に提出するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から実施する。

この要綱は、平成16年4月1日から実施する。

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

この要綱は、令和6年6月1日から実施する。

この要綱は、令和8年4月1日から実施する。